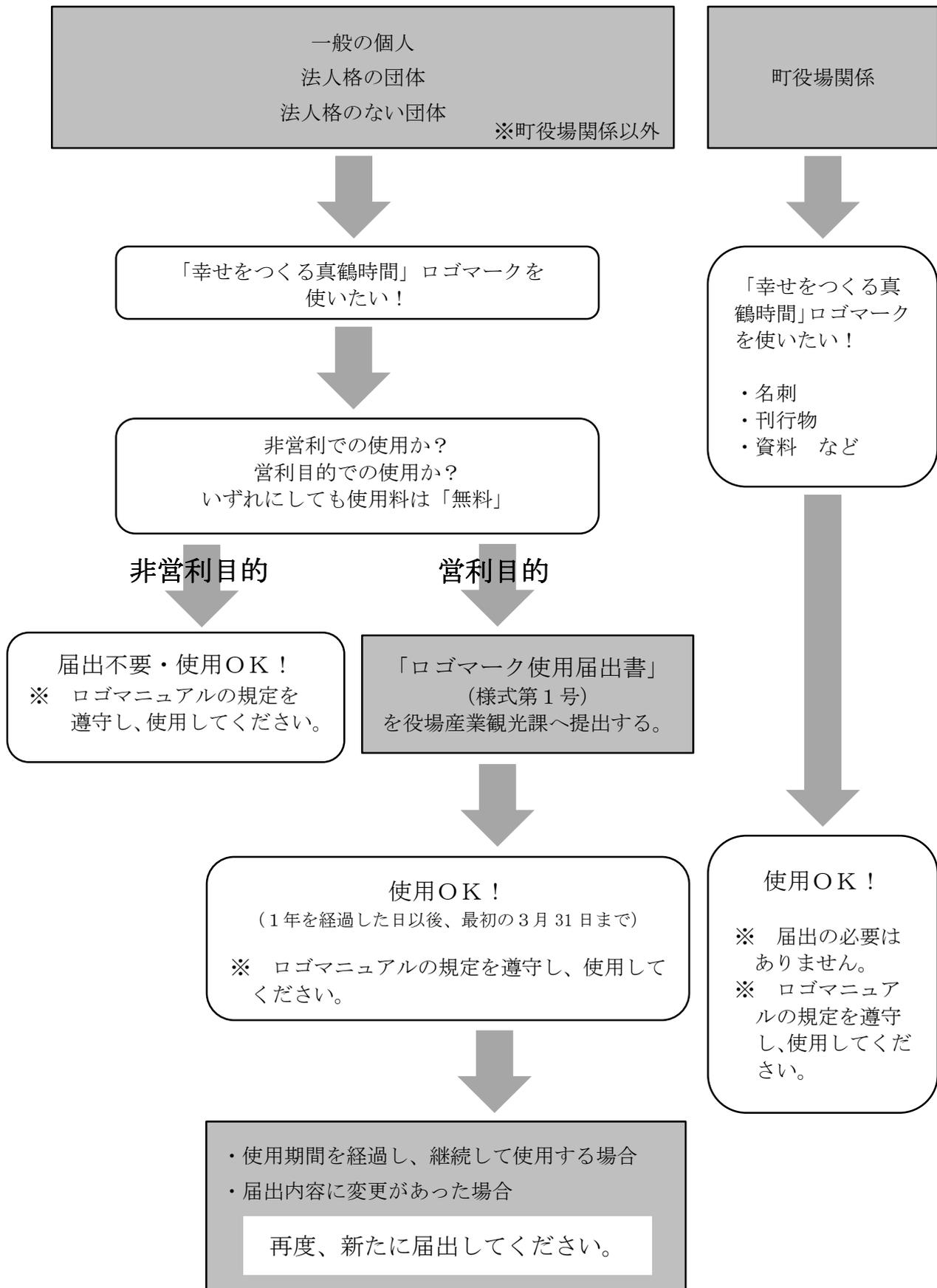


「幸せをつくる真鶴時間」ロゴマークの使用方法（イメージ）



「営利」「非営利」の仕分け

営 利	非営利
<p>ロゴマークを<u>メインデザイン</u>とした販売物品。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品 ・ 商品パッケージ ・ Tシャツ ・ バッグ など <p>※ロゴマークをメインデザインとしない販売物は、「非営利」に含まれます。</p>	<p>無料で配布するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名刺 ・ 販売促進グッズ ・ ちらし ・ 包装紙 ・ ビニール袋 など <p>※ ロゴマークをメインデザインとしたものでも、無料配布するものであれば非営利に含まれます。</p>

※ 「営利」「非営利」、どちらにしても使用料は「無料」です。

※ 町役場関係が「営利」を目的として使用することは前提としていません。